

令和6年度ひとり親家庭高校生の通学費助成制度のご案内

坂井市では、ひとり親家庭を対象に、高校生の通学費の一部を助成します。5年制の高等専門学校等は3年生まで助成します。

【対象世帯】

坂井市に住所を有する、ひとり親家庭で次のいずれかに該当する世帯。ただし生活保護世帯は除きます。

1. 児童扶養手当受給者
2. 坂井市ひとり親家庭等医療費助成受給者

【助成対象となる通学費】

1. 高校通学のために利用する公共交通機関の通学用定期乗車券（令和6年4月1日以降に使用しているもの）の購入費（1ヶ月に満たない期間の定期券は対象となりません。）**利用期限の翌日以降に申請下さい。**
2. 高校通学のために利用する坂井市コミュニティバスの料金（登校日数の半数以上を利用した場合に限る）
※路線バスの三国運動公園乗合タクシー線、竹田乗合タクシー線を含む
3. 高校通学のために利用する坂井市オンデマンド型交通（イータク）の利用料金（登校日数の半数以上を利用した場合に限る）

【助成額】

1. 定期券購入額の2分の1の額
※定期券購入額を有効期間月数で割り、その額の2分の1が1ヶ月分の助成額となります。
2. 1カ月間に利用したコミュニティバス利用料金の2分の1の額が1ヶ月分の助成額となります。
3. 1カ月間に利用したオンデマンド型交通利用料金の2分の1の額が1ヶ月分の助成額となります。
※1ヶ月あたりの助成上限額は1万円です。定期券を2枚以上使っている場合やコミュニティバス等と定期券を併用している場合は、それぞれの1ヶ月分の助成額の合計の上限額が1万円です。

【手続きの流れ】

交付申請 ○申請期間 下記の表のとおり

定期券の有効期間の終期又はコミュニティバス等の最終利用日	交付申請書提出期間
(1) 4月1日～7月末日	有効期間の終期又は最終利用日の翌日～ 8月末日
(2) 8月1日～11月末日	有効期間の終期又は最終利用日の翌日～ 12月末日
(3) 12月1日～3月末日	有効期間の終期又は最終利用日の翌日～ 4月15日

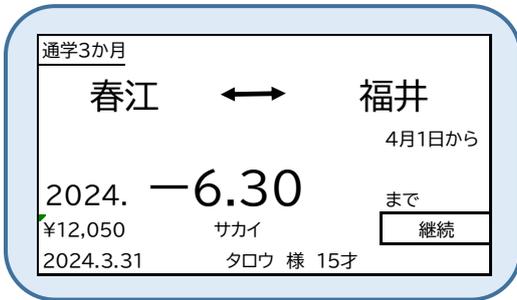
- 必要なもの
- ・通学費助成金交付申請書
 - ・印鑑（コミュニティバス・オンデマンド型交通利用者のみ）
 - ・児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費助成受給者証の写し
 - ・学生証の写し（**学年が変わった際にも提出してください。**）
 - ・定期券の写し（定期券利用者のみ、京福バス、えちぜん鉄道は「定期券内容控」）
※支払い証明書不可
 - ・振込先の保護者名義の通帳の写し

○提出先 坂井市役所子ども福祉課（郵送可…携帯番号等連絡の取れる連絡先を記入下さい。）

◎申請書は、提出期間を過ぎますと受付できませんので提出期間にご注意ください。

支払い 審査が終わり次第支給します。

【例1】 令和6年4月1日～6月30日の3か月定期を購入した場合



- ・定期券の有効期間の終期は6月30日なので、利用期限の翌日以降（7月1日）から提出期間（8月末日）までに申請をしてください。

【例2】 令和6年4月1日～9月30日の6か月定期を購入した場合



- ・定期券の有効期間の終期は9月30日なので、利用期限の翌日以降（10月1日）から提出期間（12月末日）までに申請をしてください。

※次の定期券を購入する前に**定期券を必ずコピーしてください！**

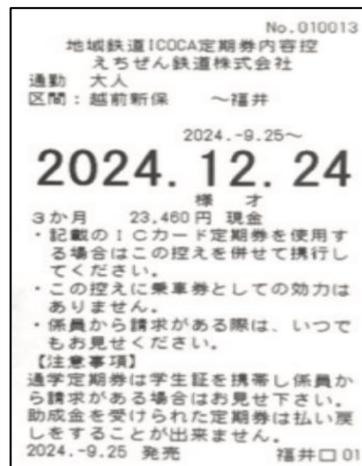
定期の写しがない場合、申請を受け付けることができません！

【京福バス・えちぜん鉄道をご利用の方】

ICOCA 定期券の券面には、定期券情報の印字がありません。

申請の際には、下記の**バス ICOCA 定期券内容控**または**地域鉄道 ICOCA 定期券内容控**を添付してください。

※内容控を紛失したり、印字事項を判別できなくなった場合は、販売所や有人窓口にて無料で再発行していただきます。（有効期限内の場合に限る）



坂井市役所 子ども福祉課

電話 0776-50-3042